

OR5猫の不妊・去勢に対する補助等事業実施状況

資料3-1

No.	市町村名	補助対象となる動物	補助対象者	補助金額	開始年度
1	山形市	<ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育崩壊や日常的な屋外飼養により近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫 ・市内に生息する飼い主のいない猫 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所若しくは住所を有する団体 	オス:5,000円 メス:10,000円	令和2年度
2	寒河江市	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫 ・多頭猫 ・飼い主のいない猫 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に在住する者 ・住所を有する団体 	飼い猫:4分の1 飼い主のいない猫(上限):オス:5,000円 メス:10,000円	令和元年度
3	長井市	市内の猫(飼い猫、野良猫含む)	市内居住者	不妊手術10,000円 去勢手術 5,000円	令和3年度
4	天童市	市内に生息する次の猫 <ul style="list-style-type: none"> ・飼い主のいない猫 ・市長が多頭飼育崩壊と認める飼い猫 ・日常的な屋外飼養により苦情が寄せられている飼い猫 	県内の動物病院で対象猫に手術を受けさせる次の者 <ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・市内に事業所を有し、又は所在する団体 ・対象猫を一時的又は継続的に保護し、譲渡先を探す活動を行っている者 	飼い猫:補助対象経費の1/3(上限オス5,000円、メス8,000円) 飼い主のいない猫:補助対象経費(上限 オス8,000円、メス14,000円)	令和4年度
5	東根市	市内に生息する下記のいずれかの猫 <ul style="list-style-type: none"> ・不適正な飼育原因により、多頭飼育崩壊であると市長が認める飼い猫 ・日常的な屋外飼養により、近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い猫 ・近隣住民から糞尿被害等の苦情が寄せられている飼い主のいない猫 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所を有する者 ・市内に事務所を有し、又は所在する団体 ただし、市税等を滞納している者又は団体を除く	去勢手術5,000円 不妊手術10,000円	令和5年度
6	南陽市	日常的な屋外飼養により近隣から苦情が寄せられている飼い猫	市内に住所のある個人、市内に事務所又は住所がある団体等	不妊手術1匹あたり11,000円 去勢手術1匹あたり 5,500円	令和4年度
7	山辺町	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い猫 ・飼い主のいない猫 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内に住所を有する者 ・町内に事務所若しくは住所を有する団体 	不妊手術1件につき8,000円又は去勢手術1件につき5,000円を上限。ただし、飼い猫については補助対象経費に3分の1を乗じて得た額又は不妊手術1件につき8,000円若しくは去勢手術1件につき5,000円のいずれか低い額	令和4年度

No.	市町村名	補助対象となる動物	補助対象者	補助金額	開始年度
8	河北町	・飼い猫 ・飼い主のいない猫 ・多頭飼育猫(不適正な飼育原因により、町内において複数頭が特定の者又は団体等の管理下に置かれており、町長が多頭飼育されていると認められた猫)	町内に住所を有する者	・飼い猫 不妊去勢手術に要する経費に3分の1を乗じて得た額又はメス10,000円、オス5,000円のいずれか低い額(100円未満切り捨て) ・飼い主のいない猫・多頭飼育猫 不妊去勢手術に要する経費又はメス10,000円、オス5,000円のいずれか低い額(100円未満切り捨て)	令和4年度
9	朝日町	・飼い猫 ・飼い主のいない猫 ・多頭飼育猫	・町内に住所を有する者 ・町内に事務所若しくは住所を有する団体	メス 10,000円 オス 5,000円(上限) (飼い猫は、手術費の3分の1補助)	令和4年度
10	大江町	・町内の飼い猫 ・町内に生息している飼い主のいない猫	町内に在住する者又は住所を有する団体	オス:3分の1を乗じた額又は5,000円の低い額(飼い猫)、上限5,000円(飼い主のいない猫) メス:3分の1を乗じた額又は8,000円の低い額(飼い猫)、上限10,000円(飼い主のいない猫)	令和4年度
11	高島町	猫	個人・団体	予算の範囲内	令和5年度
12	庄内町	町内に生息する飼い主のいない猫	町内在住者又は町内で活動する団体(代表者が町内在住者又は町内に事務所若しくは事業所を有する団体)	メス:14,000円 オス:7,000円	令和5年度
13	遊佐町	・飼い猫 ・町内に生息する飼い主のいない猫	町内在住者	・飼い猫 オス:5,000円・メス:8,000円 ・町内に生息する飼い主のいない猫 オス:7,000円・メス:14,000円 ※どちらも手術費が補助金額に満たない場合は、手術費を補助金額とみなす。	平成28年度